参考資料１

（法安 50）
令和３年６月 21 日

都道府県医師会
　担当理事 殿
　警察活動に協力する医師の部会 代表者 殿

日本医師会
常任理事　　渡辺 弘司
（ 公　印　省　略 ）

新型コロナウィルス感染が疑われる遺体等の
検案、死亡時画像診断（Ａｉ）等における留意点について（再周知）

新型コロナウィルスへの感染もしくはその疑いがあるご遺体に対して、警察の検視等への立会い、死体検案、死亡時画像診断等をおこなう際に、感染防護の観点から留意すべき点については、「新型コロナウィルス感染が疑われる遺体等の検案、死亡時画像診断（Ａｉ）等における留意点について」（令和２年３月 21 日付、法安（204））により、関係学会等の見解を情報提供しております。

この度、先般ご提供した情報に更新がありましたので、あらためて下記のとおりご連絡申し上げます。

記

〇新型コロナウイルスに対する検案時対応の手引き ～2 版～※
（日本法医病理学会作成（2021/06/13）
同学会ホームページ
http://houibyouri.kenkyuukai.jp/information/information_detail.asp?id=114104 ）

〇新型コロナウィルス感染症(COVID-19)Ai(死亡時画像診断)検査における留意事項
（日本診療放射線技師会、オートプシー・イメージング学会 作成（2020/3/10）
日本診療放射線技師会ホームページ
http://www.jart.jp/news/covid19ai20200311.html ）

※前回通知（「新型コロナウィルス感染が疑われる遺体等の検案、死亡時画像診断（Ａｉ）等における留意点について」 令和２年３月 21 日付、法安（204））から更新されたもの

以 上

新型コロナウイルスに対する検案時対応の手引き

日本法医病理学会

新型コロナウイルス感染症が日本国内で広がりをみせており，今後，異状死体として発見される可能性が十分にあります．新型コロナウイルス感染疑い例の検案時における留意点を提示します．

1．死者の生前情報の収集

以下の事項について関係者から可能な範囲で聞き取る．

① 生前の症状（発熱，咳，筋肉痛，倦怠感，呼吸困難）の有無

② 潜伏期間を含めて，死亡前 14 日以内の生活環境，海外渡航歴の有無

③ 新型コロナウイルス患者との濃厚接触の有無

2．感染防止対策の徹底

① 標準的な感染予防策の徹底※1（サージカルマスク※2，手袋等）

② 検案後の手洗い・うがいの実施

③ アルコール含有消毒剤の常備

④ 検死器材をアルコール含有消毒剤にて清拭消毒

※1：鼻腔や咽頭から検体を採取する際には，飛沫予防策としてゴーグルまたはフェイスシールド，ガウンを出来る限り着用する．もし用意できない場合には通常の眼鏡，白衣の着用のみでも採取は可能であるが，いずれも検案後は消毒や洗浄を徹底する．

※2：マスクについては，必要に応じて N95 マスクを着用する．もし手元にない場合は，マスクを二重にするなど最大限の注意を払う．

3． 検案時の試料採取について

① 現在，検案・解剖時の試料について専門の検査機関がないため，検案医の判断で，検査の必要性があり且つ検査機関が決まっている場合において，注意をしながら検案医が試料を採取する

なお試料の採取法，検査依頼先，送付方法についての詳細は，事前に各地域の保健所に相談，あるいは国立感染症研究所ホームページ(https://www.niid.go.jp/niid/ja/)を参照．

4． 関係行政機関への通報等

① 感染症予防法に基づき保健所へ届出．

※ なお，生前の症状，死体所見等から新型コロナウイルス感染症に限らず何らかの感染症が疑われた場合にも，原則として以上に準じた対応を行って下さい．判断や対応に困った場合には，日本法医病理学会事務局（和歌山県立医科大学法医学教室，TEL: 073-441-0641）までご相談下さい．

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）Ai（死亡時画像診断）検査における留意事項

新型コロナウイルス感染症に罹患、またはその可能性のあるご遺体を病院等の施設で撮影する際、撮影者は以下のとおり、感染拡大防止に努めてください。なお、現状では科学的根拠が不十分である点を考慮し、適宜ご対応ください。

- 生体の場合と同じく院内の感染防止指針に従い、「スタンダード・プリコーション」と「感染経路別対策」を基本として対応すること。
- 特に飛沫接触感染に注意が必要であり、手袋、サージカルマスク、ディスポーザブルガウンなどを着用すること。
なお、必要に応じてN95微粒子用マスクの着用も考慮する。
- 原則として診療時間帯での撮影は避け、診療時間後に対応すること。また、撮影室内の換気は十分に行うこと。
- 遺体を納体袋（ボディ・バッグ）などで密封し、遺体に直接触れることなく撮影することが望ましい。
なお、バッグの外側にウイルスが付着している可能性もあるため、バッグが接触した撮影寝台、搬送スタッフが接触した部位などの清拭消毒（アルコール等）を必ず行うこと。
- 使用した手袋やガウンなどは汚染表面を素手で触れないよう適切な方法で廃棄すること。
その後、抗菌性石鹸と流水にて手指を洗浄消毒するか、擦式消毒用アルコール製剤で消毒すること。

参照資料

- Autopsy imagingマニュアル 第2版［ベクトル・コア］p.16-20
- Ai（Autopsy imaging：死亡時画像診断）における診療放射線技師の役割 －Ai検査ガイドライン－［日本診療放射線技師会］p.10

公益社団法人 日本診療放射線技師会
オートプシー・イメージング学会

（ 2020年3月10日 ）